

茨城県内で有機農法による農作物の生産・販売業を営む申立人について、風評被害の影響で取引量が減少した取引先（販売業者）に係る平成27年12月分から平成28年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を2割として営業損害（逸失利益）が賠償された事例。

1403

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（期間が記載された項目は記載された期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

営業損害

ただし、〇〇、〇〇会、〇〇生協および宅配便による直接販売にかかる逸失利益

金341,204円

期間 自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、合計金341,204円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年6月26日

（仲介委員 犬塚浩）